

横浜市長の言動にかかる第三者による調査報告について

1 趣 旨

横浜市長の言動にかかる第三者による調査について、令和8年7月30日に開催された市会全員協議会で調査報告が行われるとともに、同日の総務委員会で調査委員等に対する質疑が行われた。総務委員会では、複数の議員から、本件の当事者である市長からの説明を求めるとともに市長への質疑を実施し、市長自身が説明責任を果たすべきとの指摘がなされた。

これを受け、総務委員会の正副委員長において取扱いを整理することとなり、その後、市会全体の運営に関する事項を所管する市会運営委員会に対して検討依頼があったことから、その対応について検討する。

2 対 応（案）

横浜市長の言動にかかる第三者による調査報告は、市長はもとより横浜市政に対しても深刻な不信感を生じさせることが危惧される内容となっており、当事者である市長自身において説明責任を果たすことが不可欠な状況にある。

この状況を踏まえ、これまで本件を議題として取り扱ってきた総務委員会において、市長からの説明及び市長への質疑を実施することとする。

実施に当たっては、市会運営委員会として、総務委員会に対し次の事項を申し伝えることとする。

- (1) 総務委員会の運営方法については、令和8年7月30日開催の総務委員会の運営方法を踏まえ、特に以下の点を考慮すること。
 - 傍聴を希望するすべての議員の傍聴を可とすること。
 - 総務委員会に所属する議員がいない日本共産党及び地域政党よこはまから各1人並びに総務委員会に所属していない無所属議員9人の計11人について、委員会開会前までに会議規則第76条第2項に基づく、委員外議員としての発言の申出があったときは、原則としてこれを許可すること。
- (2) 総務委員会は、令和8年第3回市会定例会の開会を待つことなく、速やかに開催すること。